

奈古浦捕鯨始末抄

吉積久年

阿武郡奈古浦（現阿武町）の捕鯨について語ったものは少ない。労作『長州捕鯨考』（徳見光三著、昭和三十三年長門地方史研究所発行）に於いてさえ、『徳山略記』（安政二年江村彦之進編纂、昭和五十年徳山市立図書館翻刻）の記事を略述転載したにとどまる。

奈古浦捕鯨は、余りと短命だった。また、奈古浦は、徳山藩の飛地で、山口県文書館架蔵の徳山毛利家文庫（徳山藩政史料）の公開も最近実現された。

水先案内として頼むのは、先ず徳山毛利家文庫「御蔵本日記」である。ただし、当該史料の残存率が低いという悪条件が立ち開る。奈古浦捕鯨の興業は宝永年中であるが、宝永元年（一七〇四）は六月分のみである。同二年正・三・四・閏四・五・六・九・十一・十二月、同三年正・四・六・七・八・十・十二月、同四年五・十二月、同五年五・七月、同六年二・四・五・六・七・八・九・十・十二月、同七年

四・八・十二月、同八年三・五月の三五ヶ月分の残存にとどまる。閉業が正徳三年（一七一三）である。正徳元年が七・八月、同二年正・五・八・九・十一・十二月、同三年正・五・閏五・六・七月という状況。しかも、一ヶ月分完存している例が存外に少ない。

この欠を補う史料が残念ながら殆ど見当たらないが、管見では唯一、同文庫「逸史」に僅少ではあるものの記載が窺われる。

奈古浦は、元禄年間二度の大火に見舞われている。先ず元禄三年（二六九〇）十二月七日。日記に書留められる天気は「晴天寒風」（無論、徳山の天気）。「七日之夜九ツ前より……出火、西風強なこ浦残らず焼失仕候、御茶屋も焼申候」（十二月九日の記事）、「御高札残らず焼申候」（十二月十三日の記事）、「家数大小百廿式軒焼失、人馬等別条御座

無く候……夜中之火事風烈之故いつれも道具出申さず候、自然取出候物も盗まれ候由……市中二蔵十式軒之ある内式軒焼失」(十二月十七日の記事)。寒中歳暮の惨事である。

十七日の記事には復旧の見積りがしたためられる。住居として、二間×三間が八八軒、九尺×二間が三〇軒、二間×四間が一軒、二間×四間半が一軒、その資材として柱一六三本、桁梁一二四八本等々が当てられる。牛馬屋三三軒の復旧には、柱二〇〇本、桁梁一三八本等々。それに、二間×五間の勘場小屋の復興。また、糊口を凌ぐため本百姓に各米一俵、門男に各半俵が貸与されたほか、米四二石四斗(俵にして一〇六俵)が支給されている。以上のほか、網道具・船道具の新調費用として浦人に対し銀五貫目(月一步の利息で、五ヶ年賦返済という条件)、農道具の新調費として地方百姓に銀六〇〇目(月一步の利息で、三ヶ年賦返済)、さらに牛馬五七疋の飼料代として銀三九三匁三分(元禄四年末返済の条件)で各々貸付が行われている。なお、同月二十四日の記事によれば、米の相場は銀一〇〇目当り二石五斗替えである。

次で、元禄十六年(一七〇三)二月十五日。丑の刻に outbreak、家数一三五軒(本軒一〇三、裏家二七ほか)を焼亡させて、卯の刻鎮火。あつという間の大惨事であった。^(註)翌月十六日、百姓三〇人へ農具代として銀一貫七〇〇目、漁民へ網代として銀一〇貫四五〇目が各々貸与されている(以

上は「逸史」に拠る)。ちなみに、同年四月の米価は、銀一〇〇目当り一石一斗。

この二つの回禄のほかに、当時大井湊浦も含め奈古浦は不漁にあえいでいた事実がある。元禄十五年十一月三日の記事に、不漁のため例年の如く「売延貸」が認められているし、宝永三年(一七〇六)十二月八日の記事には、秋以来不漁で「困窮仕、当分より飢申仕合」だとして奈古浦は米三〇俵、大井湊浦八俵が、月一步半の利、来年四月中の返納を条件に貸付けが聞届けられている。

宝永四年八月四日、「奈古浦近年困窮(窮)、取続の為鯨網取立……浦家百軒余過半離散仕るべき体ニ相見候、其痛候てハ唐船等送り通り之御用も手伝相成らず」(徳山毛利家文庫「古記」として、鯨網取立入目銀二九貫、米七五石の拝借願いが出され、藩府はこれを認めた。返済条件は、鯨一本当り売却代銀の三分の一を上納するというもの。もし捕鯨中止の際は年賦返還。同年末の公定米価は銀一〇〇目当り一石三斗五升。

捕鯨の実況を伝える最初の記事は、同六年二月三日の条。昨二日未の上刻、奈古沖の小平瀬(奈古浦の北方)で、長さ・胴廻りとも九尋二尺(約一六・五メートル)のせみ鯨を捕えたというもの。同七日の記事には競売の結果が見られ、銀六貫一二匁九分の落札。また運上銀は四〇〇目と記

される。

同じく二月十五日の項に、昨十四日、鹿島（奈古浦に對面する小島）で長さ九尋のせみ鯨、また同二十八日の項に、去る二十六日未の刻、もどろ（大平瀬の北方）で長さ九尋、胴廻り七尋の座頭鯨、という捕鯨の記事が見える。前者の入札結果は、銀六貫二一〇目、運上銀は同じく四〇〇目（二月十八日の記事）。ちなみに、前年末の公定米価は、銀一〇〇目当り一石四斗である。

二月十六日の記事に、奈古浦鯨組に関する項が二つある。藩船手方御用の綱二本を貸与したこと。去秋米六〇石貸与の約束で、うち三〇石が既に渡っているが、残る三〇石について鯨組からは借用に及ばずとの声が上がったことに對し、約束通り計六〇石を貸与するという決裁。

以上を考へるに、宝永六年春、狙いは当たつたと判断される。「徳山略記」に「当春中、鯨四本取候」とあり、また「逸史」によれば、初漁は正月十四日（新曆二月二十三日）、もどろにおいて座頭鯨九尋ものであつた。これが、奈古浦捕鯨の第一弾であつたらしく、「御領内初而之大悦、飛脚式人へ鳥目三百文ツゝ下され、追而浦庄屋五郎右衛門參上、鯨海老尾一桶献上、御祝として金百足下され候」と特記されている。

このように景気づく中で、事業規模の拡大が企図される。四月十六日の記事を左に披く。

「(前略) 奈古浦庄屋五郎右エ門・水津吉右エ門、昨晚(徳山へ) 罷越候、当暮鯨網仕添都合式千尋・そうかい船三艘・追船老艘仕添獵(漁) □□仕度候、米銀拝借被仰付候様御願申出候、鯨組より鯨はやり老桶献上仕候、云々」

が、他易く聞き入れられなかつた。しかし、歎願は繰返されたようである。六月七日の記事には、銀二一貫五〇〇目、米一〇〇石、最前から度々借米銀もし、今また徳山町の大火(去る三月八日、一三〇〇軒焼失)で多難の時節柄とは承知するものの、これがなければ「奈古浦つふれ申ニ相成候」と強言して、願いを成就させた旨のことが記されている。

さらに、捕鯨に賭ける意気込みは、つぎの一事によつても傍証される。十月八日の記事によれば、萩本藩領宇田浦(現阿武町、奈古の北方)での捕鯨もあり得るとして、同浦側から鯨一頭当り酒代銀五〇〇目の要望が出されたことに對し、「鯨獵(漁)場所弘獵(漁)師とも勝手能」きことだとして応諾している。

宝永六年末の冬、捕鯨再開。

「奈古浦ニ而昨十八日之朝、小鯨老本初獵仕候、六尋式尺有之、名あをさきと申鯨之由、初獵之儀候間多ひの尻献上仕度由鯨組より申出候(中略) 右鯨奈古浦之内筒尾網代ニて取申候由之事」

十二月十八日（新曆正月十七日）朝、初漁。同じく十九日の記事には、奈古派遣の下目付が例年十二月二十三、四日頃には御用を納めるところ、捕鯨があるばかりに諸入目究めの役で越年が強いられるという非常について、例年通り御用を納めるべしとの判断が示されたことが窺われる。

この初鯨の入札結果は銀一貫五〇〇目（十二月二十三日の記事）。当時の米価は、銀一〇〇目当り一石五斗六升。当期捕鯨の終末は、宝永七年四月十一日（新曆五月八日）で「くじらあけ」と同日の記事に見え、去る七日「あみ仕廻」とも記される。

さて、鯨組の構成員を示す史料が管見の限り見当たらないが、ここに一つの傍証の記事（宝永七年四月十五日）がある。

「前略 奈古浦鯨組雇人筑前岸浦之もの本國へ罷帰候、鯨船之内老艘かし候様ニ申候、當暮乘來可指戻由、萬一鯨網やめ雇人不仕候ハ、當六月船可指戻由、證文調かり請可申由申候、云々」

筑前国岸浦（現福岡県糸島郡志摩町、岐志と表記）のものが雇用されていたことが判明する。また、この記事では、鯨組の存続が決して樂觀を許さない状況にあることも窺わ

せる。

時経つて三年後の正徳三年（一七一三）、奈古浦鯨組は早くも終息を迎える。

借銀返済に窮するさまが明らかとなる。石州銀山領川下村（現島根県邑智郡川本町）の浅野彦六、および徳山藩が貸主。後者分については、御客屋預り銀の内から五貫五〇〇目を借銀し、前年末まで元利返済のところ叶わず、期限延長の処断が下されている（五月八日）。

浅野彦六からは浦人二四人が、田地・家屋敷を抵当に借銀しようである。借銀高は不明。浅野彦六は返済滞るため奈古浦に出向き、抵当物件を入札にかけようと試む。が応札者が現われない。業を煮やした彦六は、陳情敷願に愈々徳山へ乗込む。けれども藩も講じる手立てを持合わせない（五月一・十八・二十日）。

かくして、最終的に身売りを以て対処することとなる。

六月十五日の記事を左に記す。

「奈古鯨組歩分書替之儀内證申合候通、下書指出候由にて米田左兵衛より入御披見候、左之通

覚

一 鯨濱賣代銀拾貫目ニ付

内

老貫七百目

但奈古浦より只今有掛り鯨船あみ諸道具注文前借

り受申候、歩一銀トして奈古浦へ指出候御約束事

四百目

但奈古網代ニ而獵仕候時、鯨壹本ニ付右之辻四百

目宛御運上徳山 御公儀様へ指上ル御約束ニ候、

須佐浦ニ而獵仕候節者鯨一本ニ付銀貳百目宛指上

候事

残七貫九百目

但平六方支配之銀子此内ニ御扶持方代銀はさし網

子雇賃銀、あみ船取繕、其外萬事諸入目先々損物

取繕、獵之節ほうび銀、酒手ニ而も私より仕出仕、

来春迄ハ老銭ニても奈古浦へ御無心不仕御約束之

事

右巳之暮より来午春迄鯨獵代銀割符廉々右之通御約束

御座候、尤奈古浦より借り受申候船網諸道具之儀獵之場

所又ハ風損之節損捨り申時者奈古浦之捨り相成候、自然

磯ニて盗まれ候歟、又ハ如何様成相支り御座候而諸道具

之内少ニても不足仕候時ハ注文前私より仕足不残一同ニ

来春鯨組仕廻之節御返弁可仕候、是ハ今暮より来春迄之

御約束ニて御座候、来暮より拾ヶ年ハ別紙ニ書附取替候

て少しも相違之儀御座候ハ、此辻を以御沙汰可被成候、

為其書附取替し置候所、如件

正徳三年

瀬戸崎

巳六月

室屋平六

浦庄屋五郎右衛門殿谷太兵衛殿水津吉右衛門殿

正徳三年暮から翌年春までの捕鯨の権利を、長州捕鯨の

拠点、前大津宰判瀬戸崎（現仙崎、長門市）の室屋平六に

売却するという内容。しめて銀一〇貫目。同年六月時の米

価は、銀一〇〇目当り六斗五升である。

これを最後に、奈古浦捕鯨の記事は途絶える。

しかしである。凡そ一五年経った享保十一年（一七二六）

五月二十五日の記事。徳山藩の萩御用達商人宗像五郎左衛

門が、奈古浦において鯨網取立計画を提示しては、町方地

方から十五人の商人や庄屋・年寄などの分限者を召集して

五郎左衛門自身が内談した事実が見える。一ヶ月後の六月

二十四日、不調との結論が出、五郎左衛門は萩へ退くよう

命ぜられている。

同十九年（一七三四）二月十六日の記事。奈古から飛脚

だとして、去る十四日晚、同浦で七尋の鯨が漂着したこと

が伝えられ、運上銀が売却代銀の二〇分の一と決裁されて

いる。同月二十六日の条に、その売却代銀一貫三〇〇目余

と記される。ときの米価、札銀一〇〇目当り二石二斗五升

である。

(注) 毛利家文庫「御用状控」(整理区分は49状控)の元禄十六年二月十八日付によれば、「二月十五日之夜八ツ半時より出火、翌十六日之朝六ツ時分迄焼失之由」とあり、被害状況を、御茶屋残らず焼失、浦方地方焼失家数一三二軒、寺一字・土蔵一軒・漁船一艘焼失、焼死一人(六十四、五歳男)と記す。

※原典引用における読点、中点あるいは括弧書は筆者が付したものである。

執筆者の紹介

岩元 修一 宇部市在住
吉積 久年 山口市在住
中野 孝之 大島町在住
山内 明一 山口市在住
尾川 弘 広島県府中町在住
河野 俊乎 防府市在住
和田 秀作 山口市在住
井上 佑 下関市在住
河村 克典 山口市在住
中本三十一 美川町在住